



事務センターだより

第14号 H29.12.6

文責 藤本（阿蘇中）

備品の使用について



授業をはじめ、各種教育活動は、教材・教具を活用して行われています。授業に必要な設備や用品などは、設置者である阿蘇市が、その費用を負担し、整備することになっています。

購入された物品は、阿蘇市所有の「公物」となります。したがって学校にある物品の使用、保管の方法については市の財務規則や、地方自治法などの国の法律によって規定されています。

例えば、授業で電子黒板を使用する場合、先生方は「使用者」として、「物品管理」の一部の役割を分担することになります。

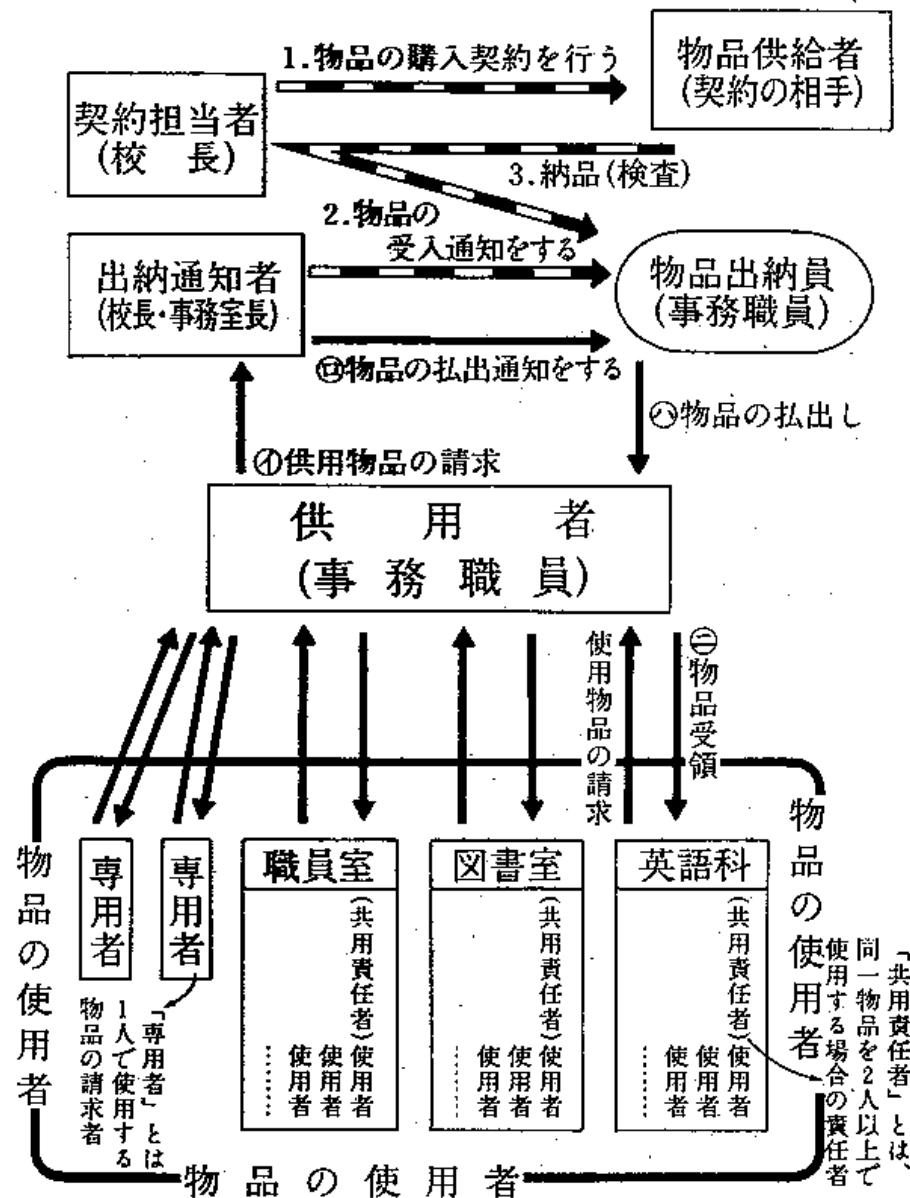
授業をされる先生方は「使用者」として、ICT 機器担当者「共用責任者」より授業の時間、電子黒板を受領し、「物品の良好な保管と効率的な活用」が行われるよう努める必要があります。

もし、使用中の電子黒板に不具合があれば、授業をされている先生は、ICT 機器担当者にその状況を報告します。ICT 機器担当者は機器の状態を確認し、事務職員に報告するようになっています。

「使用者」である先生方には民法上の「善良なる管理者としての注意義務」が課されていますのでご理解ください。



物品の購入から使用者の手に渡るまで



給与のはなし 7

今回は扶養についての資料を掲載します。扶養手当、共済組合の健康保険に関連する被扶養者、税金の控除対象となる被扶養者は各々別の法にもとづくものです。



「各法上の扶養親族の区分と手続き一覧」学校事務必携より

区分	給与条例上の扶養親族	共済組合法上の被扶養者	所得手当法上の扶養控除
続柄要件	1 配偶者 (事実上の婚姻関係にある者を含む) 2 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・孫・弟妹 3 60歳以上の実父母・祖父母 (義理の父母・祖父母は不可) 4 重度心身障害者	1 一般認定(扶養手当受給者) 2 特別認定(一般認定を受けていないが3親等以内の親族である者)	1 血族(6親等以内) 2 姻族(3親等以内) 「児童手当対象者は除く」
事実養関係	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けていること	主として組合員の収入により生計を維持する者	所得者と生計を一にしていること
所得制限	認定時から向こう1年間の恒常的な所得見込額が130万円未満であること ・毎月安定かつ平均的に収入を得る場合の所得限度額 →月収108,333円以下 月額に変動がある場合は、3ヶ月平均による。 ・雇用保険受給者の場合、基本手当日額が3,611円を超える場合は認定不可 ・退職金、不動産譲渡による所得など、一時的な所得は含まない。	恒常的収入が130万円未満(障がい年金受給者及び公的年金受給者は年額180万円未満) ・3ヶ月連続して108,333円を上回れば認定不可 ・雇用保険受給者の場合、基本手当日額が3,611円を超える場合は認定不可 ・退職金、不動産譲渡による所得など、一時的な所得は含まない。 ※75歳以上原則として後期高齢者医療を適用	合計所得金額 380,000円以下 ・給与所得だけの収入金額の場合 1,030,000円以下 ・公的年金等だけの収入金額の場合 (満65歳未満の人) 1,080,000円以下 (満65歳以上の人) 1,580,000円以下
届出定期権開始・期	○ 学校長(共同実施主任・センター長専決) ○ 事実発生より15日以内であれば、事実発生の属する月の翌月から(原則)	○ 公立学校共済組合熊本支部長 ○ 事実発生日より30日以内であれば事実発生日から(原則) ※給与の扶養手当の書類とは別に提出すること。	○ 本人の申告による (年末調整・確定申告)